

次期リサイクル施設整備・運営事業 実施方針に係る質問内容及び回答

番号	頁	該当箇所	質問内容	回答
1	5	第2節 2 (1) 事業者の募集及び選定 スケジュール（予定）	ヒアリングについては⑩. 事業提案に関する審査・最終候補者の選出(令和7年11月下旬)と同時期という認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	8	第2節 3 (2) ア	「本施設の建築物等の設計・建設を行う者は、代表企業、構成員又は協力企業の複数で実施するものとし、少なくとも1者が次の要件を全て満たすこと。」とは、代表企業、構成員又は協力企業の中の1者が、記載のa. b. c. d. eの要件を満たせばよいと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3		(イ) 本施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件	本施設の建築物等の設計・施工を行う者は、代表企業、構成員又は協力企業の複数で実施するものとし、少なくとも1者が次の要件を全て満たすこと。また～とありますが代表企業が(イ)のa～eを全て満たし、地元企業の構成員又は協力企業が建設業者施工能力等級表のA判定を受けていれば参加可能という認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	8	第2節 3 (2) ア (イ) 本施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件	「e 建設工事期間において、建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格証（建築工事業）の交付を受けている者を本工事に専任で配置できること。」とありますが、要件を全て満たす1者は同項規定による監理技術者資格証（建築工事業）の交付を受けている者を配置し、構成員又は協力企業の1者から監理技術者資格証（建築工事業）交付者を専任することは可能でしょうか。	要件を全て満たす1社が専任で配置する必要があります。

番号	頁	該当箇所	質問内容	回答事項
5	8	第2節 3 (2) ア (ア)本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件 (イ)本施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件	「(ア) 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件の監理技術者資格証（清掃施設工事業）の交付を受けている者」と、「(イ) 本施設の建築物等の設計・建設を行う者」の要件の監理技術者資格証（建築工事業）の交付を受けている者は兼任することは可能と考えて宜しいでしょうか。	可とします。
6			「(ア) 本施設のプラントの設計・建設を行う者」の要件の監理技術者資格証（清掃施設工事業）の交付を受けている者と、「(イ) 本施設の建築物等の設計・建設を行う者」の要件の監理技術者資格証（建築工事業）の交付を受けている者の専任期間は、建築工事の着手日から竣工日までの期間と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	8	第2節 3 入札参加資格要件	現場代理人の要件につきまして、現場代理人と監理技術者資格証（清掃施設工事業）の交付を受けている者は兼務可能と考えて宜しいでしょうか。	可とします。
8	12	第2節 4 (4)著作権	事業提案書は事業者が今後事業を継続していくに当たり、競合との競争関係において、必須となる貴重な営業上・技術上の知見やノウハウ、更にはコスト競争力等の同業他社に公開し難い情報が含まれています。 つきましては、公開用の資料が必要な場合、事業提案書とは別に、貴組合が指定される内容に基づいており、且つ公開を前提とした『事業提案書概要版』を各社が作成することで、提出した事業提案書本書は非公開として取扱いを頂きますよう、御検討よろしくお願い致します。	ご意見を踏まえ検討した上で、4月上旬に公表予定の入札説明書においてお示しします。

番号	頁	該当箇所	質問内容	回答事項
9	18	実施方針添付資料 2 リスク分担（案）	表中-設計段階で” 測量・調査リスク” とありますが、具体的には” 測量・調査の不備（誤り）リスク” に対するリスク分担になると認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10			表中-全期間共通” 住民対応リスク” では、事業自体に対する住民反対運動、訴訟・要望などは貴組合の分担リスクとの認識で宜しいでしょうか	お見込みのとおりです。
11			表中-全期間共通” 不可抗力リスク” では、民間事業者が△：従分担とありますが、民間事業者では不可抗力に備えることは困難な為、貴組合の分担リスクとして頂けないでしょうか。	基本的には、事象発生時に事業者と協議の上で決定することになると考えております。詳細は、契約締結時の整理事項とします。
12			表中-運営段階” ごみ量変動リスク” では、施設許容量以内のごみの受入に関するものが民間事業者分担とありますが、施設許容量以内のごみ量であっても貴組合提示ごみ量から突発的に大きく変動する災害ごみ処理等の場合は、運用人員・コストが大きく変動します。状況によっては全てのごみ量変動リスクを民間事業者で分担することが困難な場合もある為、状況に応じて協議頂けないでしょうか。	状況に応じ協議させていただきます。
13			表中-運営段階” ごみ量変動リスク” では、施設許容量以内のごみの受入に関するものが民間事業者分担とありますが、施設許容量以内とは P.2 記載の各施設毎の施設規模以内との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

番号	頁	該当箇所	質問内容	回答事項
14	18	実施方針添付資料 2 リスク分担（案）	表中-運営段階”ごみ質変動リスク”では、想定ごみ質の範囲内のごみ質変動に関するものが民間事業者分担とありますが、想定ごみ質とは現状、既施設に搬入されている受入ごみの性状との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。